

茨城労働局発表
平成 29 年 9 月 29 日

【照会先】
茨城労働局労働基準部監督課
課長 瀧川 福実
主任監察監督官 渡邊 広
(直通電話)029(224)6214

11 月は「過労死等防止啓発月間」です。「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

～過重労働解消のための要請など各種取組を実施～

茨城労働局(局長 西井 裕樹)では、11 月の「過労死等防止啓発月間」に実施する「過重労働解消キャンペーン」(資料1)に先立ち、10 月に使用者団体や労働組合に対し、過重労働解消への取組のための協力要請を行います。

茨城県の年平均(平成 27 年)による月当たりの総実労働時間は 147.0 時間と全国では中位ですが、所定外労働時間は 11.8 時間と長い順で全国9位となっており、平成 23 年から4年連続して長い順で全国1位となっていた状況からは改善されたものの、依然として長い状況にあります(資料2)。

このような状況の中、当局管内の長時間労働や業務における強いストレスを背景とする脳・心臓疾患と精神障害の労災請求件数は、平成 28 年度は合わせて 45 件に上っています(資料3)。

長時間労働の解消は、使用者が適切な措置を講じるほか、職場の実態をよく知る労使が一体となって取組むことが重要です。「過重労働解消キャンペーン」はこのための取組です。各種取組は、下記のとおりです。

記

1. 労使団体への協力要請

協力要請のうち、一般社団法人茨城県経営者協会に対して行う要請は次のとおりです。

	労働局長による経営者協会への要請
要請日時	平成 29 年 10 月 13 日 (金) 午前 10 時 30 分
要請場所	(一社) 茨城県経営者協会内 水戸市桜川 2-2-35 茨城県産業会館 11 階
出席予定者	【茨城労働局側】 西井裕樹局長 【(一社) 茨城県経営者協会側】 鬼澤邦夫会長
※ 当日は取材が可能です。取材をいただける場合は、10 月 11 日 (水) までに 当局監督課 (Tel 029-224-6214 <small>たきがわ</small> 瀧川又は <small>わたなべ</small> 渡邊) あてご連絡ください。	

2. 「過重労働解消のためのセミナー」の開催

企業がどのように問題を解決したか、プロセスや改善後の状況などを紹介します(資料4)。

日 時 平成 29 年 10 月 17 日 (火) 午後 2 時～同 4 時 30 分

場 所 茨城県立県民文化センター 分館 集会室 8 号

水戸市千波町東久保 697

※ 事前に参加申し込みを受け付けます。(参加無料) 問合せ・申込み先は「LEC 東京リーガルマインド (TEL 03-5913-6085、FAX 03-5913-6409)」です。

3 「過労死等防止対策推進シンポジウム」の開催(平成 29 年 11 月 5 日[日]) (資料5)

4 労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問

「ベストプラクティス企業」とは、長時間労働の削減に向けた積極的な取組を行って、実績を上げている企業をいいます。

5 「過重労働解消相談ダイヤル」の開設(平成 29 年 10 月 28 日[土])

などの取組を行います。

なお、4については後日あらためてお知らせします。

(添付資料)

資料1 11 月は「過重労働解消キャンペーン」期間です。(リーフレット)

資料2 茨城県の月間総実労働時間・所定外労働時間(平成 27 年平均)

資料3 全国と茨城労働局内における脳・心臓疾患の労災請求件数の推移
(平成 19～28 年度)
全国と茨城労働局内における精神障害の労災請求件数の推移
(平成 19～28 年度)

資料4 過重労働解消のためのセミナー(リーフレット)

資料5 過労死等防止対策推進シンポジウム(リーフレット)